⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　（削る）
　　電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
　電気事業営業費用
　　廃炉等負担金　料金収入比
　　接続供給託送料（インバランスに係る費用（事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該事業者に対する電気の供給に係る料金として当該事業者が負担する費用であって、当該事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。）に限る。）　発受電等量比
　　事業税　料金収入比
　　開発費　料金収入比
　　開発費償却　料金収入比
　　電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
　　財務収益　料金収入比

４．　（略）

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　（略）

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、別表第２に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第２に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分　発受電量比
　　電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
　電気事業営業費用
　　廃炉等負担金　料金収入比
　　接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電等量比
　　事業税　料金収入比
　　開発費　料金収入比
　　開発費償却　料金収入比
　　電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
　　財務収益　料金収入比

４．　（略）

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　（略）

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。